

第178回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第3号

平成31年3月4日かすみがうら市農業委員会告示第3号をもって、平成31年3月11日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第178回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成31年3月11日(月) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠席	

4. 欠席委員

15番 齊藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫 係長 永田 昌之
主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

7番 貝塚 光章 9番 谷中 昌

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第10号 制限除外の農地移動届出の受理について

⑤ 議案審議について

議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 現況証明願の交付決定について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請(一時転用)について
議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)
議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について
議案第22号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について

⑥ その他

8 閉会

午後3時38分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第178回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、会議規則第4条により、15番 齊藤 幸雄委員から欠席届が提出されております。それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては、市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、7番 貝塚 光章委員、9番 谷中 昌委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第8号、第9号、第10号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 なお、番号11番については、8番 井坂 孝雄委員が議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(8番 井坂 孝雄委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号11番について、先に審議いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9番 谷中委員	<p>3月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、海東委員と貝塚委員と私 谷中の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは、説明いたします。 番号11番は、●●より約300m北東に位置する田1筆および●●より約400m北東に位置する田1筆の合計2筆になります。 現況は、いずれもきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今</p>

	<p>回の申請にいたりました。水稻を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>8番 井坂 孝雄委員の入室をお願いします。</p> <p>(8番 井坂 孝雄委員 入室)</p>
議 長	<p>それでは、議案審議を続けます。 事務局より、番号1番から番号10番について、一括で議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9番 谷中委員	<p>それでは、説明いたします。 番号1番は、●●の●●より約150m西に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請にいたりました。レンコンを作付けする計画です。 番号2番は、●●の●●より約500m西に位置する●●川沿いの田2筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 番号3番は、●●の●●の西側に隣接する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。飼料作物を作付けする計画です。 番号4番は、●●店より約200m北に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 番号5番は、●●より約1km西に位置する畑4筆、それから約350m南に位置する畑3筆の合計7筆となります。現況は、雑草等が繁茂している状況でした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。サツマイモを作付する計画です。 番号6番は、●●の●●より約100m南東に位置する県道沿いの畑1筆と田2筆になります。現況は雑草が繁茂している状況でしたが、耕起により、すぐ田畑に戻る状況でした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜とレンコンを作付けする計画です。 番号7番は、●●の●●より約450m南西に位置する田1筆となります。現況は、雑草が繁茂している状況でしたが、耕起により、すぐ田に戻る状況でした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 番号8番は、●●学校より約400m北西に位置する畑1筆になります。現況は、一部雑草等が繁茂している状況でしたが、耕起によりすぐ畑に戻る状況でした。</p>

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
露地野菜を作付する計画です。
番号9番は、●●の●●より約100m西に位置する畑1筆になります。
現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。
番号10番は、●●の●●センターより約150m南西に位置する、申請人の自宅裏の畑1筆と約50m南西の畑1筆、約150m東に位置する畑1筆、約200m南西に位置する畑2筆の合計6筆になります。現況は、きれいに管理されていました。
申請人は、親戚から農地を譲り受け、新規就農するため、今回の申請に至りました。野菜と栗を作付けする計画です。
以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第15号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (番号5番の議案取り下げ説明及び議案の朗読を行う)

<p>議 長</p> <p>3番 海東委員</p>	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p> <p>説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●の●●公園へ向かう●●入口の約50m南に位置する畑2筆と約100m南に位置する畑1筆の合計3筆で、第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、●●より約800m北西に位置する畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、●●グラウンドの約150m東に位置し、第1種農地と判断しました。現況は、既存の農作業場が越境し、碎石も敷かれている状況で、申請人から始末書が添付されております。申請人は新たに農業用倉庫の建設を計画しております。申請地は第1種農地ですが、農業用施設の建設であることから、不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号4番は、●●学校の約700m東に位置する畑1筆と、約800m東に位置する畑1筆の合計2筆で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号6番をご覧ください。 番号6番は、●●学校より約200m北西に位置する畑3筆で、第2種農地と判断しました。現況は一部碎石が敷かれており、申請人から始末書が添付されております。申請人は、薬局を運営しており、事業拡大により来客数や従業員も増えたため、従業員等の乗用車10台分の駐車場を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号7番をご覧ください。 番号7番は、●●の●●公民館より約400m南西に位置する畑3筆で、第2種農地と判断しました。現況は、一部雑草等が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号8番をご覧ください。 番号8番は、●●センターより約200m南西に位置する田1筆および畑1筆で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設の設置を計画しております。転用による影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>議 長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p> <p>議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>議 長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
---------------------------	---

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 塚本委員	都市計画なんですけど、ここは、調整区域ではないですか。区域外になっていますが。
事務局	はい、都市計画法の関係のご指摘のとおり、ここは調整区域となりますので、お詫びして訂正させていただきます。
議 長	その他、ご質問等ございますか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第17号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 貝塚委員	説明いたします。図面番号9番をご覧ください。 番号1番・2番は、一体利用の状況ですので、併せて説明いたします。 申請地は、●●の●●公民館より約200m北東に位置します。こちらは、昭和59年に養蚕小屋を建て、現在は物置として利用しており、宅地の状況になっていることから証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号10番をご覧ください。 番号3番は、●●の県道沿いにある●●より約200m南西に位置します。 こちらは、昭和54年に建てられた農家住宅の敷地となっており、現況も宅地の状況になっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番及び番号2番は、一体利用の状況でありますので、一括審議とします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番及び番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番及び番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第17号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請(一時転用)について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 (議案の朗読を行う) こちらは、平成29年1月10日付で農地法第5条の一時転用許可による営農型太陽光発電施設の下部農地で、営農を行っておりますが、営農を継続するうえで、改善

	<p>すべき点が出てきたため、営農型太陽光発電施設の下部農地での作物を一部変更したい旨の申請が提出されました。</p> <p>当初計画では、全面、明日葉の栽培を計画しておりましたが、パネル設置工事の際に下部農地が重機等で転圧され、明日葉の栽培を行うために土壌改良に手間取ったこと、および明日葉の苗植え・収穫等作業が機械化できず、作業の効率化を図れなかったため、全面積の3分の1程度しか営農できませんでした。</p> <p>改善策として、明日葉の面積を減らし、大麦と里芋を新たに栽培することです。大麦については、●●市の営農型太陽光発電施設の下部農地で栽培した実績があり、里芋は半陰性植物にあたり、日照時間が短くても冠水を適切に行えば、生育に問題がないとのこと。春から秋にかけ、明日葉と里芋を栽培し、秋から春にかけ、大麦を栽培する二毛作を行うことで、土壌の改良も進み、また作物の連作障害を防ぎ、大麦・里芋の農業機械等は営農指導を行っている●●市の●●より借り受け、1年を通し農作業従事者を増員して、営農型太陽型発電施設の下部農地全面を適切に営農を継続する計画でございます。</p> <p>また、下部農地の反収について、明日葉の平均的収穫量 10 a 395kg、大麦の平均的反収 10 a 1253kg、里芋の平均的反収 10 a 1120kg、すべての反収の8割が見込めると、知見を有する●●及び●●より意見書が添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 塚本委員	来年で切れると思うのですが、3年が。あと10か月しかない。反収とか、どういふふうに見ていくのか。継続できるかとか。
事務局	<p>営農型の太陽光については、毎年2月末までに報告書を提出するようになってまして、今回も明日葉の分について提出されておりますが、3分の1程度の面積しか行っていないので、明日葉の収穫量は少ないかたちになっております。</p> <p>4月・5月と明日葉について、計画変更ができていますけど、以前のとおり面積の半分22,131.88㎡を明日葉を定植するというので、苗の手配をしているという話を聞いております。残りの面積につきましては、里芋で、この変更申請の承認を得た後に、すぐに苗の手配をして、里芋のほうを作付けする計画で聞いております。</p> <p>11月には里芋は収穫できるということですので、反収の方は、来年の2月には確認できるかと考えております。</p>
2番 塚本委員	その後は、継続で大丈夫ですか。
事務局	継続については、平成31年1月9日迄ですので、今年の11月か12月の総会には、継続の申請が上がってくると思いますが、その時点での栽培の状況を判断していただければと思います。
議長	よろしいですか。それでは、他にご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	計画変更はいいんだけど、これ、きちんとやってもらわないと、我々農業委員としても、立場があるので、よく指導してもらいたい。
事務局	計画変更の申請が上がってきた時に、今年の11月頃の申請を継続するまでに、あそこが全面農地として営農を行っていないという状況になると、継続の許可は出せないということ、3度ほど伝えてありますので、今回はこの承認を受けた後きちんと営農すると思います。
14番 栗原委員	3回指導したの。
事務局	窓口で相談で3回来られたので、そのような指導を3回行っております。
14番 栗原委員	何回指導すればいいんだ。

事務局	2月末の報告書を提出する時点で、出荷伝票などのコピーをつけてもらうようになっております。前回の明日葉の面積の少ない分の出荷伝票はついていました。今年の継続の申請が上がってきたときには、里芋と明日葉と、事前にその時点で提出してもらうのがよいかと思います。
1番 栗山委員	現地調査、私らやってんだよね。作ってくればいいということだけど。売電が目的か、農業が目的か。きちんと指導してもらいましょう。
14番 栗原委員	明日葉の売り上げはいくら。
事務局	2月末に報告上がってきた書類が事務室にありますので、後でお答えいたします。
議長	その他、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第18号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請(一時転用)について」は、原案のとおり承認いたしました。
議長	次に、「議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。15ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で48件。面積は、139,574㎡です。その内、新規38件で主な作物は水稻・レンコン・野菜・苗木・牧草となります。再設定は10件で、主な作物は、水稻・レンコン・苗木となります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	24ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 表中の利用権を設定する者(件数)欄において、新規および小計が2件とありますが16件に訂正をお願いします。お詫びして訂正させていただきます。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が16件、面積22,636㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。

議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	28ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より、平成31年2月25日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が23件、面積が25,563㎡です。●●の田2件については、担い手が規模縮小することにより、新たに農地中間管理機構が農地利用配分計画を定めるため、また、残り21件については、議案第20号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第22号 農地法第3条第2項第5号の下部面積(別段の面積)の設定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 農地法施行規則の抜粋を添付しておりますので、参考としてください。 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと、許可はできないとするものです。 基本的に、北海道は2ha、都府県は50a以上とするものです。 なお、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、その地域の実情に合わない場合は、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定することができることになり

	<p>ました。農業委員会の適正な事務の実施については、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。2015農林業センサスで、管内農家で50a未満の耕地を耕作している農家が、全農家数の40%に満たないことと、平成30年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は5.25%と低い状況であるため、農地法施行規則第17条第1項及び第2項のいずれの規定も適用できる状況にないことから、別段の面積を定めず、50aのままとしたいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第22号 農地法第3条第2項第5号下限面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>次に、来月の総会は、4月10日(水)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、井坂 孝雄委員、中山 峰雄委員、鈴木 良道委員です。日時は、4月4日(木)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしくをお願いします。他に事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>2点程ございます。</p> <p>①生活環境課から農地付き空き家について (生活環境課にて説明)</p> <p>②農地利用最適化推進業務活動について</p>
議 長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
7番 貝塚委員	<p>農地付き空き家について、もっと簡単に説明してください。</p>
事務局	<p>空き家バンクに登録した所有者が、農地をもっていたら、その農地も一緒に売り渡すときに、農地は下限面積50アールが必要ですけど、その農地を、たとえば1aとか、10aで、新たに空き家と農地を買い手とか、移住してきた人が農地を取得できるという制度です。</p>
1番 栗山委員	<p>空き家登録する人もリフォームしなければ、だれも入ってくれない。現実にあつたでしょう。ハードルは高いよ。</p>
生活環境課担当	<p>今までですと、住める状態で空き家に登録するということが要件でしたが、今後は、リフォーム代を希望価格から差し引いて対応するとか、空き家バンクの登録の枠を広げて、体制を整えていきたいと思っております。</p>
14番 栗原委員	<p>空き家というか、廃墟の対策をした方がよいのでは。うちの集落も廃墟が3件あるんですよ。</p>
6番 飯田委員	<p>これ特例をお願いしたいということでしょう。他の地域から呼び込みたいという。廃墟をなくすことも必要と思うが、住宅と農地はセットで希望される方が多い</p>

	<p>と思うのですよ。特例の場合は、現場を実査して、許可要件を満たせば、入居していただくというようなことが、いいんじゃないかと思う。地域が疲弊してますから。私、昨年に岩手県の盛岡市に行ってきましたが、盛岡市に人口が集中して、地方は人が住まないというような状況です。農地と住宅は難しい問題ですが、このかすみがうら市は良い方ですので、その特例をきっちり作って、許可要件を満たせば許可するというのが良いと思います。</p>
事務局	<p>空き家バンクの住宅と農地を一緒に取得できるような特例を進めるということで担当補佐から説明がありましたけど、うちの方に打診がありまして、総会の方で説明と。今後は、空き家等対策協議会が3月末に開かれるということで、そちらの方でも特例制度をどのようにしていくかという最終確認をして動き出す形になるということは聞いております。実際のところ、他市、他県の事例を見ながら、かすみがうら市独自に規定した内容で考えていければと思ってます。</p>
2番 塚本委員	<p>空き家バンクの登録とは別にやるの。</p>
生活環境課担当	<p>それと別ではないです。</p>
11番 鈴木委員	<p>空き家バンクもあるけど、新規就農は50a なければできないわけですよ。それをもっと緩和しなければだめだよ。20a とか30a とか。</p>
6番 飯田委員	<p>これから、見直しをかけなければならないと思う。新規就農もそうだけど、特例を作ってやらなければならない。そこは行政の方で良く審議してください。</p>
事務局長	<p>農地付き空き家については、今後、農業委員会と担当の生活環境課の方で詳細を詰めさせていただいて、農業委員会総会等でご相談させていただきながら進めて参りますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。 以上をもちまして、第178回総会を開会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦勞様でした。 (午後3時38分閉会)</p>